

ID: 1841

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	建築物の災害救助用建築物又は公益的建築物としての継続使用許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第87条の3第3項		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和) 第87条の3 3 建築物の用途を変更して第1項の災害救助用建築物又は前項の公益的建築物とした者は、その用途の変更を完了した後3月を超えて当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用することができる。 【基準】 根拠条文及び法第87条の3第4項の規定による。 (建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和) 第87条の3 4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和2年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日